



## 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について

姫路市では、現在、介護サービスの新たな施設類型である「介護医療院」について、基準等を定める厚生労働省令に基づき、「（仮称）姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」の制定を準備しています。

介護サービスの基準については、国の基準に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が明確に定められており、「従うべき基準」については、国基準のとおりとしなければなりません。が、「参酌すべき基準」については、地方の実態に応じて、独自基準を定めることが認められています。今般、新たなサービス類型の創設により、現在姫路市で制定していない「介護医療院」に関する基準等の条例を制定するにあたり、国基準とは異なる姫路市の独自基準を盛り込むことについて、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 公表する資料【意見を募集する案】

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）

### 2 資料の公表日

平成30年4月1日（日）

### 3 意見の募集期間

平成30年4月1日（日）～平成30年5月1日（火）【※必着有効とします】

### 4 意見の提出方法

#### (1) 意見を提出していただくことができる方

次のいずれかに該当する方（法人その他団体を含む）を対象とします。

- ▶ 市内にお住まいの方
- ▶ 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ▶ 市内に通勤又は通学されている方
- ▶ 市税の納税義務がある方
- ▶ 意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方

#### (2) 資料の閲覧及び入手

- ▶ 2頁及び3頁に掲載する閲覧場所において、資料をご覧いただくことができます。また、資料と意見提出用紙をお渡しします。

- ▶ 資料は、本市のホームページからもご覧いただくことができます。→ 「姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）のパブリック・コメント手続きについて」のページ



## 【募集手続概要】

### (3) 意見の提出

- ▶ 様式は問いませんが、意見提出用紙を利用いただくと便利です。
- ▶ 意見の提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。

なお、住所又は所在地が市外の場合は、市内に有する事務所若しくは事業所、勤務先、学校名、納税義務又は利害関係を有する旨のいずれか該当する事項が記載されていなければ、受付できません。

また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先をあわせて記載してください。

- ▶ 意見の提出は、次のいずれかの方法によりお願いします。

提出方法	提出先
持参	このページの下段以降に掲載する閲覧場所までお持ちください。
郵送	介護保険課に郵送してください。 〔所在地：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地〕
ファクス	介護保険課に送信してください。 〔ファクス番号：079-221-2925〕
電子メール	介護保険課に送信してください。 〔アドレス：kaigoho@city.himeji.lg.jp〕

## 5 提出していただいた御意見の取扱い

- ▶ この手続きは、案件に対する具体的な御意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ▶ 提出していただいた御意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表します。
- ▶ 個々の御意見に対して直接、個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。
- ▶ 意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。

## 6 問い合わせ先及び資料の閲覧場所

### ① 問い合わせ先

姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課 〔TEL〕 079-221-2923

### ② 資料の閲覧場所

#### 【市役所本庁舎】

閲覧場所	所在地	閲覧時間	電話番号
介護保険課	安田四丁目1番地 〔2階、東館3階(別室)〕	・8:35～17:20 ・土曜日、日曜日及び祝 日を除く	079-221-2923
市政情報センター	安田四丁目1番地〔1階〕		079-221-2077

## 【募集手続概要】

### 【本庁舎以外】

閲覧場所	所在地	閲覧時間	電話番号
中央支所	本町 68 番地 68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 : 35～17 : 20</li> <li>・ 土曜日、日曜日及び祝日を除く</li> </ul>	079-289-0811
白浜支所	白浜町甲 396 番地 8		079-245-1771
広畑支所	広畑区正門通一丁目 7 番地 3		079-236-1991
網干支所	網干区垣内中町 120 番地		079-272-0181
東出張所	御国野町御着 1142 番地 9		079-252-6363
西出張所	飾西 728 番地 5		079-266-0004
林田出張所	林田町林田 13 番地		079-261-2001
飾東出張所	飾東町豊国 1163 番地 13		079-253-0101
北出張所	豊富町御蔭 957 番地		079-264-0002
船山出張所	船津町 3857 番地		079-232-0002
花の北サビセンター	増位新町二丁目 12 番地		079-289-0820
城乾サビセンター	南八代町 6 番 1 号		079-297-1010
安室サビセンター	田寺東二丁目 2 番 3 号		079-296-0030
高岡サビセンター	東今宿五丁目 3 番 20 号		079-296-3743
妻鹿サビセンター	飾磨区妻鹿 170 番地 6		079-245-1871
勝原サビセンター	勝原区丁 743 番地		079-273-9713
的形サビセンター	的形町の形 1358 番地 4		079-254-4339
大塩サビセンター	大塩町汐咲一丁目 39 番地		079-254-0039
家島事務所	家島町真浦 2137 番地 1		079-325-1001
夢前事務所	夢前町前之庄 2160 番地		079-336-0001
香寺事務所	香寺町中屋 14 番地	079-232-0001	
安富事務所	安富町安志 1151 番地	0790-66-2300	
飾磨支所	飾磨区細江 2655 番地	・ 8 : 35～19 : 30	079-235-0781
駅前市役所	南町 1 番地 (山陽百貨店西館 3 階)	・ 10 : 00～19 : 30	079-288-1177
四郷公民館	四郷町坂元 258 番地 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 : 00～17 : 00</li> <li>・ 月曜日を除く</li> </ul>	079-252-1424
曾左公民館	書写 2961 番地 1		079-266-8736
八幡公民館	広畑区蒲田三丁目 161 番地		079-239-1796